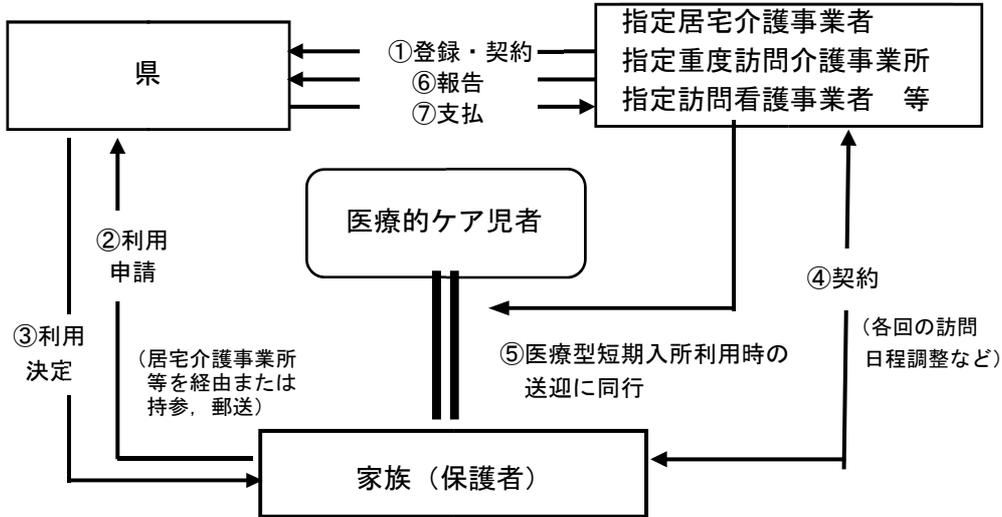


富士・東部圏域医療型短期入所利用時送迎支援事業（事務処理の流れ）

・ 事業スキーム図



- ① 県は指定居宅介護事業者等と本事業の委託契約を締結します。
- ② 家族は本事業の利用を申請します。（原則として利用を開始する前月の10日までに、医療的ケア児者に居宅介護、重度訪問介護又は訪問看護を提供している事業者を経由して提出してください。）
⇒ 「医療型短期入所利用時送迎支援事業利用登録（変更）申請書（様式第1号）」をご提出ください。
- ③ 県は、申請書を受領した日から2週間以内に、家族に本事業の利用の決定の通知をします。
- ④ 家族と、指定居宅介護事業者等は、本事業の利用契約を締結します。
（サービス提供日の調整は、家族、医療型短期入所を行う事業所、指定居宅介護事業者等の間で行います。）
- ⑤ 指定居宅介護事業者等が、医療的ケアを必要とする障害児者が医療型短期入所を利用する際の送迎に同行します。
- ⑥ 居宅介護事業者等は毎月、本事業の実施状況を県に報告します。
⇒ 次の書類を実施月の翌月15日までにご提出ください。
 - ・ 「医療型短期入所利用時送迎支援事業サービス提供実績報告書（様式第7号）」
 - ・ 「医療型短期入所利用時送迎支援事業委託料請求書（様式第8号）」
- ⑦ 県は提出された書類を確認後、指定居宅介護事業者等に委託料を支払います。